

V. 特記事項

1. 附属治療院の運営と発展

本学では、開学時から大学構内に附属治療院を設置している。附属治療院は、柔道整復及び鍼灸の治療を行っており、地域住民も利用している。

附属治療院の治療は、原則として本学の専任教員のうち、柔道整復師、はり師及びきゅう師の資格を有する教員が交代制で担当していることから、専任教員の臨床経験の場としても機能している。

臨床実習施設として、学生が将来の柔道整復師または鍼灸師と勤務する際のパイロットケースとしての機能も果たしており、今後全国的に導入が予想される電子カルテシステムや、患者情報の確認システムの導入などにいち早く着手している。

また、附属治療院では、令和 6(2024)年度から、名称を「統合医療臨床センター」と改めて、医師を配置し、クリニックとしての機能を持たせ、我が国の伝統医療と西洋医療の統合医療の実現を目指すと共に、学生へのアントレプレナーシップ教育の推進のための機関として一層の充実を目指すことを決定している。

2. 附属介護ステーションの運営

附属治療院が、学内に設置されている施設である事に対し、「宝塚医療大学附属介護ステーション」は、学外に設置している附属施設である。

平成 29(2017)年 10 月に大阪府大阪市においてを開設した。この介護ステーションの特徴は、開設当初から機能訓練に特化した通所介護施設として地域の高齢者の方に通所型のデイサービス事業を提供していることである。

通所介護施設における機能訓練については、本学で養成している理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師及び看護師が機能訓練指導員として業務を行うことができることから、本学で養成する医療系人材の将来における職域の拡大を含め、本学の在学生在が、将来介護事業に携わる際のパイロット事業としての役割を担っている。

そのため、「宝塚医療大学附属介護ステーション」では、本学学生の臨床実習の実習先として、学生の受け入れを行うなど、附属施設としての機能を果たしている。

大学が設置する介護施設としての特長を活かしながら、他職種が連携する通所介護施設として、地域の介護、福祉の向上に貢献すると共に、教育へのフィードバックを行えるよう、連携の強化を図る。